ニ　当該非居住者が複数の内部取引を一の内部取引として独立企業間価格の算定を行つた場合のその理由及び各内部取引の内容を記載した書類

ホ　比較対象取引等について差異調整（法第四十条の三の三第二項第一号イに規定する調整、施行令第二十五条の十八の三第三項に規定する必要な調整、同条第四項に規定する必要な調整、同条第五項第一号イに規定する必要な調整、同号ハ⑴に規定する必要な調整、同項第二号に規定する必要な調整、同項第三号に規定する必要な調整、同項第四号に規定する必要な調整及び同項第五号に規定する必要な調整をいう。以下この号において同じ。）（法第四十条の三の三第二項第一号ニに掲げる準ずる方法に係る差異調整に相当する調整、施行令第二十五条の十八の三第五項第六号に掲げる方法に係る差異調整に相当する調整及び法第四十条の三の三第二項第二号に定める方法に係る差異調整に相当する調整を含む。以下この号において「差異調整等」という。）を行つた場合のその理由及び当該差異調整等の方法を記載した書類

（内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請書類）

第十八条の十九の四　施行令第二十五条の十八の四第三項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　法第四十条の三の四第一項の申立てをしたことを証する書類

二　施行令第二十五条の十八の四第一項第一号に掲げる金額が、法第四十条の三の三第十二項第一号に掲げる更正決定により納付すべき所得税の額であること及び前号の申立てに係る同条第十六項に規定する条約相手国等との間の租税条約（所得税法第百六十二条第一項に規定する租税条約をいう。）に規定する協議の対象であることを明らかにする書類

三　施行令第二十五条の十八の四第三項第四号に規定する場合に該当するときにあつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

第十八条の二十第一項第五号中「（株式」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。第三項第二号及び次条第一項第五号において同じ。）」を加え、同条第三項中「施行令第二十五条の二十二の二第二十三項」を「法第四十条の四第九項」に、「同条第二十二項」を「同条第七項」に、「法第四十条の四第一項に」を「同条第一項に」に改め、同条に次の一項を加える。

4　法第四十条の四第九項の規定により読み替えられた同条第七項に規定する財務省令で定める書類は、施行令第二十五条の二十二第一項の契約に係る書類の写しとする。

第十八条の二十一第九項第一号中ハを削り、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、同項第二号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、同項第三号ハ及び第四号ニを削り、同項第五号中ハを削り、ニをハとし、同条第二十項中「のほか、次に掲げる書類」を「及び施行令第二十六条の三第一項の規定により交付を受けた同項に規定する書類」に改め、同項各号を削り、同条第二十一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第十八条の二十三の二第十項中「及び次項第四号」を「、次項及び第十九条の十一の三第八項」に、「同条第一項」を「法第四十一条の三の二第一項」に改め、同条第十一項中「、次に掲げる書類」の下に「（第四号に掲げる書類にあつては、その者が要介護認定若しくは要支援認定を受けている者である場合又はその者が要介護認定若しくは要支援認定を受けている親族と同居を常況としている者である場合に限る。）」を加え、同項第四号を次のように改める。

四　前項に規定する書類

第十八条の二十五第一項中「掲げる書類」の下に「（特定譲渡（同条第七項第一号に規定する特定譲渡をいう。以下この項において同じ。）をした時において当該特定譲渡をした者の住民票に記載されていた住所と当該特定譲渡をした譲渡資産（同号に規定する譲渡資産をいう。以下この項において同じ。）の所在地とが異なる場合その他これに類する場合には、次に掲げる書類及び戸籍の附票の写し、消除された戸籍の附票の写しその他これらに類する書類で当該特定譲渡をした者が当該譲渡資産を居住の用に供していたことを明らかにするもの）」を加え、同項第二号中「（法第四十一条の五の二第七項第一号に規定する特定譲渡資産をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を削り、「（同号に規定する譲渡資産をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を「同条第七項第三号」に改め、同項第三号を削り、同条第十一項中「掲げる書類」の下に「（その者が当該買換資産を同項各号に定める日又は期限までに居住の用に供していない場合には、当該書類並びにその旨及びその居住の用に供する予定年月日その他の事項を記載した書類）」を加え、同項第三号を削る。

第十八条の二十六第一項中「掲げる書類」の下に「（特定譲渡（同条第七項第一号に規定する特定譲渡をいう。以下この項及び次項において同じ。）をした時において当該特定譲渡をした者の住民票に記載されていた住所と当該特定譲渡をした譲渡資産（同号に規定する譲渡資産をいう。以下この項及び次項において同じ。）の所在地とが異なる場合その他これに類する場合には、次に掲げる書類及び戸籍の附票の写し、消除された戸籍の附票の写しその他これらに類する書類で当該特定譲渡をした者が当該譲渡資産を居住の用に供していたことを明らかにするもの）」を加え、同項第二号中「（法第四十一条の五の二第七項第一号に規定する特定譲渡資産をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を削り、「の同号」を「の法第四十一条の五の二第七項第一号」に改め、同項第三号を同項第三号とする。

第十九条の二第一項中「第四十一条の八第一項」を「第四十一条の八第一号イ」に、「基準日（施行令第二十六条の八に規定する日をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を「平成二十六年一月一日」に、「基準日に」を「同日に」に、「基準日後」を「同日後」に改め、同条第二項中「第四十一条の八第一項に規定する扶養親族」を「第四十一条の八第一号イに規定する扶養親族」に改め、同項第一号中「第四十一条の八第一項」を「第四十一条の八第一号イ」に、「基準日」を「平成二十六年一月一日」に改め、同項第二号中「基準日において次」を「平成二十六年一月一日において次」に改め、同号イ中「基準日に」を「平成二十六年一月一日に」に、「基準日の翌日」を「同月二日」に、「平成二十六年三月三十一日」を「同年三月三十一日」に改め、同号ロ中「基準日」を「平成二十六年一月一日」に改め、同号ハ中「緩護加算」を「援護加算」に、「基準日」を「平成二十六年一月一日」に改め、同号ニ中「基準日」を「平成二十六年一月一日」に改め、同条第三項中「第四十一条の八第一項」を「第四十一条の八第一号イ」に改め、同条第四項中「第四十一条の八第二項に規定する児童手当法」を「第四十一条の八第二号イに規定する児童手当法」に改め、「（以下この項及び次項において「児童手当等」という。）」を削り、同項第一号中「一月分の児童手当等」を「一月分の児童手当法による児童手当又は同法附則第二条第一項の給付（以下この項及び次項において「児童手当等」という。）」に、「児童手当法」を「同法」に改め、同号イ中「第四十一条の八第二項」を「第四十一条の八第二号イ」に改め、同条第五項中「第四十一条の八第一項」を「第四十一条の八第一号イ」に改め、同条第六項中「第四十一条の八第二項」を「第四十一条の八第二号イ」に改める。

第十九条の七第一項第一号中「法人番号」を「個人番号又は法人番号」に、「名称」を「氏名又は名称」に改め、同条第二項及び第三項中「第二十六条の二十第七項」を「第二十六条の二十第六項」に改め、同条第四項中「第二十六条の二十第十五項」を「第二十六条の二十第十四項」に改め、同条第五項第二号中「第二十六条の二十第十二項」を「第二十六条の二十第十一項」に改め、同条第六項中「第二十六条の二十第十八項」を「第二十六条の二十第十七項」に改め、同条第七項中「第二十六条の二十第十八項」を「第二十六条の二十第十七項」に、「同条第十九項」を「同条第十八項」に改め、同条第十項中「第二十六条の二十第二十項」を「第二十六条の二十第十九項」に改め、同条第十一項中「第二十六条の二十第二十項」を「第二十六条の二十第二十一項」を「第二十六条の二十第二十項」に改め、同条第十三項中「第二十六条の二十第二十二項」を「第二十六条の二十第二十一項」に、「第十項、第十五項から第十八項まで及び第二十一項から第二十五項まで」を「第九項、第十四項から第十七項まで及び第二十項から第二十四項まで」に改め、同条第十四項中「第二十六条の二十第二十三項」を「第二十六条の二十第二十二項」に改め、同条第十五項中「第二十六条の二十第二十四項」を「第二十六条の二十第二十三項」に改め、同項第一号中「第二十六条の二十第